平成２１年（フ）第１３０号
山形県鶴岡市湯野沢字上川原78番地
破産者　阿部　久夫
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４８４号
埼玉県川口市朝日５丁目13番９号　シャンローゼ102号、旧住所千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘２丁目２番１棟505号
破産者　藤永　裕生
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８６号
埼玉県川口市芝西２丁目11番７号　第一松本マンション206号
破産者　中嶋　吉英
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
山梨県中央市布施2004番地
破産者　樋口登美子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
長野県下伊那郡松川町元大島936番地１
破産者　宮下　義弘
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３４６号
静岡県島田市野田547番地の５
破産者　佐藤　啓子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２７８号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番20―３Ｂ号
破産者　松本　正明
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９４号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目16番５号
破産者　相馬　寛美
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６６号
大阪市此花区伝法３丁目12番10号
破産者　大田有紀子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８７号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番151―407号
破産者　熊原　徳彦
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０３号
広島県竹原市吉名町98番地６、開始決定時の住所広島県三原市大和町下徳良296番地２
破産者　濱本　正喜
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０４号
広島県竹原市吉名町98番地６、開始決定時の住所広島県三原市大和町下徳良296番地２
破産者　濱本　玉枝
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２１号
広島県安芸郡熊野町川角１丁目８番11号、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町大字川角410番地の１
破産者　坊田　秀幸
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目20番11号　東郷ハイツＢ棟103号
破産者　小倉　和則
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
鹿児島県霧島市国分広瀬４丁目９―36、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分広瀬４丁目９番36号　厚地方
破産者　吉田　英子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８２６号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目２番13号　コーポプチ102号、破産開始決定時の住所札幌市厚別区厚別北２条５丁目２番６―209号
破産者　村上　妙子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０２号
札幌市西区発寒５条３丁目４番10―202号
破産者　廣瀬　加代
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部